

成年後見人による住環境支援

— 単身認知症高齢者の「生活空間の形成」と「福祉問題の解決」 —

主査 税所 真也*¹

委員 山城 一平*², アントニ*³, 西 定春*⁴

超高齢社会の到来により、高齢者がどこに住まうか/どのようにして住み慣れた地域に住まい続けるか、という高齢者の居場所をめぐる課題・問題が顕在化している。本研究では、認知症等により、判断能力が不十分となった高齢者の居場所について、成年後見人による支援事例を通して検討する。これにより、後見人による住環境支援のあり方、および後見人の住環境支援の機能について明らかにする。そして（任意後見制度を含む）成年後見制度を用いた、超高齢社会での高齢者の住まい方について、自宅や地域で最期まで暮らし続けることを目指す“Aging in Place”の観点から考察する。

キーワード . 1) 成年後見制度, 2) 後見人, 3) 認知症高齢者, 4) 本人の居場所, 5) 意思決定, 6) 住環境, 7) 住宅改修・住宅修繕, 8) 在宅介護サービス, 9) 見守り, 10) Aging in Place

LIVING ENVIRONMENTAL SUPPORT PROVIDED BY ADULTGUARDIANS

-Formation of Living Space and Resolution of Welfare Issues for Single Elderly People with Dementia-

Ch. Shinya Saisho

Mem. Ippei Yamashiro, Anthony, Sadaharu Nishi

The importance of issues and problems concerning the living environments of the elderly will increase with an aging society. This paper uses cases of adult guardian support to study the living environments of elderly individuals who lack sufficient decision-making ability because of dementia. Based on this, the paper clarifies the state of living environment support provided by guardians as well as the functioning of guardians in providing such support. The paper goes on to observe the living styles of the elderly in a super-aging society using the adult guardianship system from the perspective of “Aging in Place.”

1. 問題の所在と研究目的

高齢者が住み慣れた地域で住まい続けるためには、どのような条件が必要になるのか。判断能力が不十分となった高齢者の住まいを計画するうえで、どのような視点が重要になるのか。最期まで自宅や地域で暮らし続けることを目指す“Aging in Place”の理念を、超高齢社会でいかに実現していくことができるか。高齢者の居場所をめぐる議論がますます重要な課題となっている。

本稿では、成年後見人の支援との関連からこの問いに答える。地域の高齢者の生活は認知症の発症により、大きく変化する。これまでの生活を続けるには、通常、意識せずに行っていること——金銭管理や郵便物の整理、諸契約の更新や中止、火の始末やゴミ出しなど——が、さまざまな生活課題として浮上してくることになるからだ。この際に本人や親族に代わって本人の住環境を整える役割と責任をもつのが、第三者の成年後見人である。

なぜなら、成年後見人は「彼後見人〔本人〕の財産を管理し、かつ、その財産に関する法律行為について被後見人を代表する」（民法 859 条 1 項）と同時に、本人の住環境を整える義務をもつからである（身上配慮義務）。成年後見人（以下、後見人）は、本人が在宅での生活を継続していくために住宅改修・修繕、在宅介護サービスの導入など、あらゆる契約の締結と費用支出を通じて、住まいについての環境を整え、本人にとって望ましいと考えられる適切な居住空間を構築していくのである。

以上、本人の「住まい」を確保し、住環境の形成や維持に際して、後見人が果たしうる役割は非常に大きく、認知症高齢者の地域生活には後見人の存在を含めた議論が重要になっていることを確認した。後見人の住環境支援のあり方を明らかにすることは超高齢社会での“Aging in Place”実現に直結した研究課題なのである。

本稿ではこうした問題意識にもとづき、後見人の支援

*¹ 東京大学高齢社会総合研究機構 特任助教・博士（社会学），（当時 東京大学大学院人文社会系研究科社会文化研究専攻 博士課程）

*² 京都大学大学院総合生存学館 博士後期課程・修士（環境学），（当時 東京大学大学院新領域創成科学研究科社会文化環境学専攻 修士課程）

*³ 株式会社日本設計 建築設計群・修士（建築学），（当時 東京大学大学院工学系研究科建築学専攻 修士課程）

*⁴ 社会福祉法人すばる福祉会 理事長

を通して、どのようにして本人の居場所が確保され、いかなる生活空間／居住環境が形成されていくのかを、5つの事例検討を通して明らかにする。具体的には、本人の住環境支援において成年後見制度が果たす機能を(1)「住まい」の確保、(2)居住環境の整備、(3)居住生活に及ぼす影響、の3点から分析する。そして、成年後見を用いた高齢者の住宅計画について、地域資源を生かした「住まいと町の住みこなし」の観点から考察していく。

2. 成年後見制度とは

成年後見制度とは、判断能力への支援を必要とする認知症高齢者・知的障害者・精神障害者に対し、家庭裁判所によって選任された成年後見人が、その財産管理と身上監護（生活全般にわたる契約行為の代行）を本人に代わって支援する制度であり、2000年から施行されている。成年後見制度は民法上の法定後見制度と、任意後見契約法による任意後見制度から成る。法定後見制度は法律上の根拠を民法典第1編（7条から21条）と民法典第4編（838条から876条の10）におく。任意後見制度は特別法「任意後見契約に関する法律」（任意後見契約法）にもとづく【図2-1】。以降の分析では、法定後見の後見類型（事例A・B・C）と、任意後見（事例D・E）を扱う。

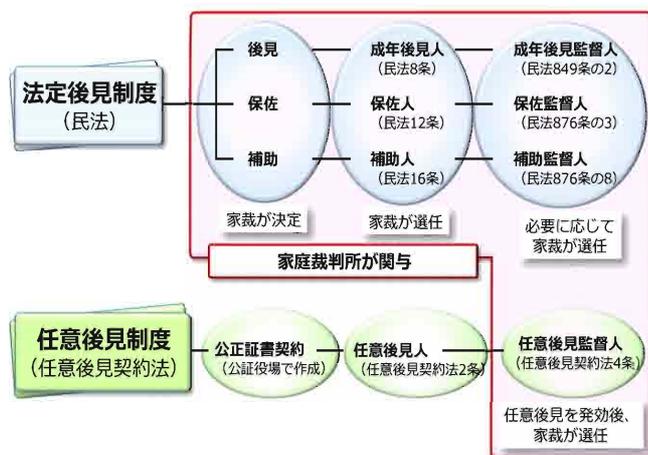


図2-1 成年後見制度の概要 (主査作成) 注1)

法定後見制度は、判断能力の不十分な者（認知症高齢者・知的障害者・精神障害者）を対象として、本人や4親等内の親族、市町村長などによる家庭裁判所への申立てを経て選任された成年後見人が、本人の財産管理（悪質な契約からの保護等）と、生活に関わる契約行為（身上監護）を行う。これには残存する判断能力の程度に応じて成年後見、保佐、補助の三類型がある。任意後見制度は、判断能力が低下する前に、みずからが後見事務の委任を希望する者とあらかじめ（公正証書による）契約を結び、将来の判断能力の低下に備えるものである。

成年後見人は、親族が担う場合と親族以外の第三者が

選任される場合とに大別される【図2-2】。この背景には、成年後見の担い手をめぐり、本人の財産と生活上の意思決定をだれが行っていくのが望ましいのか、という問いが内包されている。2012年以降、第三者が後見人に選任される割合が親族を上回るようになった。ここには家族構造の変化や家族規範の変化に加え、親族間の住まいの物理的距離を広げる都市化やグローバル化の影響などがあり、さらに直接的には本人の家計管理の担い手に相応しいのは、同居親族よりも第三者の専門職であるとする家庭裁判所の判断がある^{注2)}。

結果、現在では第三者の後見人（以下、第三者後見人）が7割以上を占め、その約9割が専門職後見（受任件数順に司法書士、弁護士、社会福祉士、行政書士等）である。ほかに、第三者後見人には法人後見や市民後見の形態があり、そのアクターとして、社会福祉協議会やNPO法人、生活協同組合などがあるが、これらの選任比率は低迷しており、社会福祉協議会821件、市民後見人224人、その他法人1,185人、その他個人169人というように、あわせても1割未満に留まる^{注3)}。

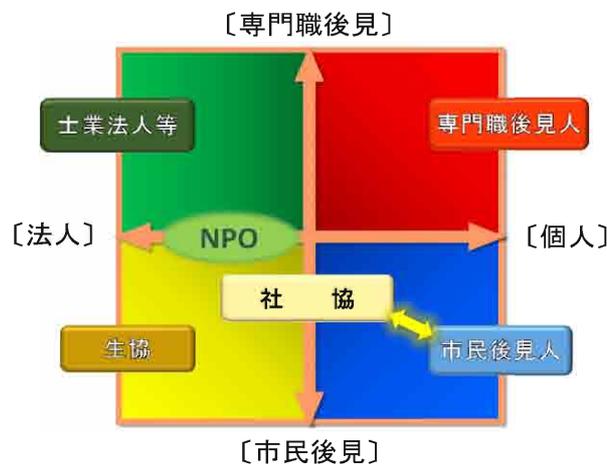


図2-2 第三者後見人の類型 (主査作成)

3. 問題設定と先行研究の検討

高齢者が最期まで自宅や地域で暮らしていくための条件を明らかにするため、本稿は成年後見制度に着目する。地域包括ケアシステムでは、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けていけるよう、「地域の包括的な支援・サービス提供体制」を2025年までに整備することが目指されている。団塊の世代が後期高齢者（75歳）となる頃に、日常生活圏（30分以内の中学校区）で、在宅医療・在宅介護サービスの提供ネットワークを整えること、さらに、その前段階となる生活支援・介護予防については、地域包括支援センターを設置して対応するというものである。この地域包括ケアシステムでの、成年後見の機能についてはそれが果たす役割の重要性に比して、それほど着目されてこなかった。

建築計画学者の大月敏雄は、「超高齢社会をめぐり課題

の一つに『老後の安心』があるとし、それを形成するための要素として「家族資源」「地域資源」「制度資源」の3点を挙げている。そして、この3つの要素を適切に組み合わせながら「住まいを住みこなす」「町を住みこなす」ことが重要だと述べている²⁾。

本稿の分析においても、この立場を受け継ぎ、後見人による居住環境支援をこれら3つの要素から把握する。「家族資源」「地域資源」「制度資源」がグラデーションをもって扇面のように広がっていると考えるとき、その要に位置するのが後見人である。そして後見人の居住環境支援とは、これら3つを組み合わせた(家と町の)「住みこなし」の采配にあると本稿では捉えるからである。

以降では、判断能力が不十分になっても、また必ずしも「家族資源」が十分でなくとも、住み慣れた地域のなかで、認知症高齢者が暮らし続けられる住環境の実現に、後見人がどのように関与し、貢献することが可能であるのかを、事例研究を通して明らかにしていく。

4. 事例研究における分析基準・倫理的配慮・事例概要

4.1 分析基準の提示

一般財団法人高齢者住宅財団は「地域のなかで住まい続けるための支援」を「住まい方の支援」と表現する³⁾。ここでの住まい方の支援とは、具体的には「適切な住まいのあっせん、マッチング」「『生活の互助』の形成」「『地域との互助』の形成」「利用者の心身の状況の変化にあわせた継続的な『相談・生活支援』」のことを意味する。

これにより、本人が地域で安心して住まい続けられる居住環境を提供し、家主等に対しては安心して貸し続けられる状況を構築し、地域に対しては新しい住まい方の選択肢と安心の拠点を提供することが目指されている。

本稿では、建築計画的な視点から5つの事例を分析し、後見人の居住環境支援の機能を析出していく。本稿での建築計画的視点とは、大月が論じるように、地域資源を活用しながら「町の中の一定の範囲」を移動し、地域で暮らし続ける「ゆるい定住」のことを指す⁴⁾。そして後見人の支援を住まいと地域の関わりから把握し、高齢者の住まいを計画するうえでは、それを上述の建築計画的視点から捉えていくことが重要なることを主張する。

4.2 倫理的配慮

後見人による支援に関する事例調査は、親族関係を含めた財産管理と生活の処遇決定の有様を明らかにすることになるため、プライバシー上の制約をとまうことが多い。加えて、成年後見制度の利用者は、判断能力が不十分であり、本人同意のあり方にも通常の研究とは異なる慎重さが求められる。後見人の判断が重要な意味をもつことになるが、他方で後見人には守秘義務もある。

そこで本稿では、本人の死去にともなうすでに支援

が終了した事例や、主査の研究協力者である後見人等がプライバシーに関する情報に匿名化の処理を施し、事例検討会やセミナー等で発表した事例を扱う。

以降では、法律事務所や成年後見センターおよび福祉クラブ生活協同組成年後見サポート・ワーカーズコレクティブ等の協力を得て、ヒヤリング調査を実施した5事例を分析対象として取り上げる。各事例につき2時間ほどの半構造化インタビューを実施した。

4.3 分析事例の概要⁵⁾

第1事例(以下、事例A)は、弁護士事務所による法人後見のなかで、本人の居住環境支援が行われたものである。ポイントは、居所移動をとまないながら、地域のなかで、本人の希望に沿った条件に合う住まいを確保していった点にある。第2事例(以下、事例B)は、後見人が本人宅の住宅改修・修繕を実施し、ハード面から居住環境を形成し、さらに、後見人が地域住民とのネットワーク関係の修復と再生を試みるものである。第3事例(以下、事例C)は、後見人が在宅介護サービスを最大限に導入し、ソフト面から居住環境を形成していくものである。第4事例(以下、事例D)では、後見人の生活支援によって居住環境が形成されていくものであり、第5事例(以下、事例E)は、任意後見制度を利用して最期まで自己決定に貫かれた地域生活を保証する支援を取り上げる。なお事例AからEは後見人の居住環境支援を通して、環境移行水準の激しいものから緩やかなものへと順に並べられている。

5. 事例分析

5.1 事例A 民間賃貸集合住宅(法定後見・弁護士法人)

①支援まえの状況 法律事務所が法人として後見人に選任され、本人の居所移動が必要となり、本人が大切にすべとの暮らしを実現できる住まいと生活環境を後見人があらたに確保する事例である。Aさんは80代の女性で認知症があり、要介護1でADLは自立している。年金を受給しながら民間アパートに長年ひとりで暮らす。

②支援に至るまでの経緯 2013年10月、大家から民生委員を経由して、地域包括支援センターに連絡が入った。すでに徘徊や家賃滞納がみられる状況だった。食べものに困り、電気が止まるといった状況で、Aさんはペットのチワワを大切にしながら暮らしていた。地域包括支援センターの担当者が付き添い、病院で受診したところ、認知症(長谷川式認知症スケールでは14点、中度)との診断があり⁶⁾、しばらくは地域包括支援センターの職員が毎日訪問していくことになった。

③成年後見制度の利用 地域包括支援センターにて市町村長申立てによる成年後見制度の利用申請を準備した。地域包括支援センターから法律事務所に「成年後見人候補者」の打診があり、続いて家庭裁判所を通して法律

事務所に成年後見の受任依頼があった。Aさんには4人の子供がいたが、長年交流もなく、全員他県に住んでいた。Aさんには月75,000円の年金があり、生活扶助部分のみ生活保護を受けていた。

2014年11月、法律事務所が後見人に選任された。市町村による成年後見制度利用支援事業の適用を受けたことにより、後見人に対する報酬はAさんの家計支出からではなく公費から支出されることとなった。

④居住環境支援 後見人に選任された法律事務所は、それまでの契約をすべて整理することにした。大家から家賃未納や建物の老朽化から立ち退いてもらいたいとの要求が出されていたので、新たな住まいを探していくことになった。ところがペットのチワワを受け入れてくれるグループホームがなかなか見つからない。しかしAさんにとってペットはかけがえのない存在だったので、ペットとの同居が可能なアパートを見つけるしかない。

⑤住まいの確保 日中は外で介護を受け、夜帰る場所としての候補先を探し続けた結果、後見人は近隣のアパートをあらたに賃貸契約し、入所施設ではなく介護保険の在宅サービス（小規模多機能型居宅介護）を利用して生活することになった。もとの住まいから車で数分の、生活エリアは異なるものの、土地勘のある地域であった。

⑥見守り支援 後見人は、本人がこれまでと同じ地域でペットと暮らせる居住環境を整えた。現在では、日中は小規模多機能型施設で過ごし、夜7時頃にアパートに帰るという生活を送っている。食事はすべて小規模多機能で食べるか自宅に配達され、風呂も小規模多機能で入るなど、生活全般にわたる支援がなされている。（2015年8月6日および9月7日、法律事務所にて聞き取り）。

事例Aについての分析と考察

本事例では、認知症高齢者がこれまで居住していた民間アパートの未納家賃を後見人が精算し、それを引き払い、新たな居場所を探すところから後見人の支援が始まった。その際、後見人は以下のことに配慮した。住み慣れた地域で可能な限り自立した日常生活を送ることができ、そのために小規模多機能型居宅介護を利用し、日中は居宅外で介護サービスを受け、夜は自宅でペットとともに暮らすというこれまでの延長線での生活である。こうすることで、後見人は本人の居住環境の変化を可能な限り少なくしている。なかでもAさんの生活において重要な存在だったペットと暮らせることを重要な要件として思料した結果、入所施設やグループホームではなく、賃貸住宅を契約した。単に安全で清潔な本人の居所を確保するだけでなく、これまでの地域生活を維持しながら同時に本人の思いを叶えようとする選択には、住環境に対する後見人の価値観があらわれていると考えられる。

これら一連の後見人の居住環境支援は、一般財団法人

高齢者住宅財団の住まい方支援の整理という「適切な住まいのあっせん、マッチング」に相当するものである。すなわち、本人の居所として適切な場所を探し、契約する機能が後見人の居住環境支援として導かれる。ただし、後見人の支援を通しては、本事例と逆のパターンも起こりえることに留意しなければならない。後見人が選任されたことで、本人の意思に反して本人の居所が住み慣れた場所から移される可能性も考えられるからである^{注5)}。

“Aging in Place”の観点からは、本人の意思を汲み取った後見人により、地域資源を活用し、新規の賃貸アパートの契約と小規模多機能型介護を組み合わせ、地域内に住み続けることを実現した事例として捉えられよう。この際、過去の空間で居住者の愛着のあった場所が、支援後にどのようにして住みこなされていったのかということが重要なポイントとなる。そこで後見人による居住環境支援から一年が経過したところで、追加調査を実施（2019年2月3日）したところ、本人が出かけそうになると敷地内の小規模多機能の職員が声掛けして施設へ誘導する等、地域での見守り支援体制のなかで、おだやかな生活を送ることが可能になっていた。小規模多機能型居宅介護を利用するようになってから、自分の居場所ができたことへの安心感が生まれ、ペットへの執着が徐々に減っていった。本人の言葉ではペットへのこだわりとして表現され、発信される不安という心理を読み解き、安心できる生活環境とその居場所をつくりだすことこそ後見人の居住環境支援なのである。

本事例では、家主の希望により、本人の居所が変わることになった。民間賃貸集合住宅だったためである。次節では戸建持家での後見人の支援事例について検討する。

5.2 事例B 戸建持家（法定後見・NPO法人）^{注6)}

①支援まえの状況 Bさんは91歳の女性であり、要介護3の認知症（長谷川式簡易知能評価スケールでは7点、重度）である。移動・食事・更衣・排泄・入浴等の日常生活動作（ADL）は自立。夫は逝去しており、長男が同居しており、長女が近所に住んでいる。老齢年金が月に75,000円、加えて1,000万円ほどの預貯金がある。

②成年後見の利用に至るまでの支援 2013年2月、近所に暮らす長女からBさんおよび長男が生活に困っているため支援して欲しいとの連絡が市の高齢福祉課に入った。行政と地域包括支援センターが訪問し、二人で生活している状況を確認。介護保険サービスを利用せず、経済的に困っているというが、Bさん名義の土地が近隣に複数あることが分かった。長男は無職で多数の借金があり、過去に精神病院の入院歴があるなど、障害があることも疑われるが、診断書はなく障害者手帳も所有していない。

2013年6月、市の税務課から高齢福祉課に連絡があり、Bさん名義の土地が500万円で長男によって売却された

ことがわかる。2013年7月、熱中症によりBさんが入院。地域包括支援センターが介護認定を申請して、介護保険サービスの利用を勧めたが、長男は「お金がかかるから」との言葉で介護保険制度の利用を拒否した。長男によれば、土地の売却で得た資金はすでになく、借金の返済や電化製品の購入などに使ったという。

③成年後見制度の利用 2014年2月、未納により水道を止めるとの連絡が行政に入り、地域包括支援センターが訪問すると、極寒劣悪な居室で失禁状態のBさんを発見。行政が長男の介護放棄だと判断し、特別養護老人ホーム（以下、特養）のショートステイに緊急措置入所した。

経済的虐待もあると判断されたことから、市長申立てにより、成年後見制度を利用することになり、NPO法人の成年後見センターが法人として後見人に選任された。ショートステイに措置入所中のBさんが「家に帰りたい」という強い希望をもっていることを受けて、後見人は、どうすれば在宅に戻れるかを検討していくことになった。

④ケアの処遇決定 特養から自宅に戻するためには、本人の見守り体制をどうするのが一番の争点になった。築50年の自宅はゴミ屋敷状態であり、措置中に起きた長男の小火で屋根の一部が焼け落ち、Bさんがすぐに戻れる環境ではなかった。トイレ、浴室、台所は使えない状態であり、また自宅内や外出時には転倒の危険性もあった。

後見人は、「ここには自由がない」「ひまをくれない」「早く家に帰りたい」「畑や仏壇などやるのがたくさんある」というBさんの強い希望を受けて、後見人は、住環境を整備し、介護サービスの導入し、親族や民生委員、近隣住民の理解と協力があれば、自宅に戻れると考えた。

⑤住宅改修・修繕——在宅復帰への周辺アクターの意見 後見人は、本人、親族、特養相談員、介護者、看護師、ケアマネジャー、民生委員等、Bさんにかかわるアクターを集めたケース検討会議を計4回開催し、本人が自宅に戻るための条件について議論した。認知症高齢者が在宅で生活するリスクを共有し、それぞれが協力し、そのリスクをいかに分散していけるかを検討するためだった。

ところが、Bさんを取り巻く親族と支援者はBさんが自宅に戻ることに以下の理由を挙げて反対したのだった。

【長男】 市役所が勝手に連れて行ったのだから、もう自分には関係ない。

【長女】 施設で暮らした方が安心であるので、本人が帰りたいといっても、このまま施設にいてもらいたい。近所に住んでいるが、自身の体調不良もあり手伝えない。90歳を過ぎて自宅をリフォームしても、いつまで自宅で暮らせるのか分からない。結局無駄になるのではないか。

【特養相談員・介護者・看護師】 施設入所者の多くが「家に帰りたい」というが、自宅に戻ると転倒リスクが高く、認知症による迷子や戸外で転倒する可能性も懸念され、特養から自宅に戻るといった選択には賛成できない。

【ケアマネジャー】 認知症であり、自宅もすぐに戻れる状態にない。長男からの虐待もあり、長女からの協力も難しく、地域からも受け入れられていない状況のなか、特養から自宅に戻るといった理由について納得がいかない。

【民生委員】 以前に火災を起こしていることもあり、近隣からは警戒されている状況である。もし自宅に戻るのなら、せめて台所をガスではなくIH式にして欲しい。

このように、家族も専門職も近隣住民も反対するなかで、Bさんのどうしても「自宅に帰りたい」という強い希望を受け止めた後見人は、最終的に、(1)Bさんの居場所を特別養護老人ホームから自宅に戻すという決断し、(2)160万円をかけてゴミを廃棄物として処分し、介護保険制度の住宅改修を利用しながら、自宅を350万円かけて修繕した。具体的には、玄関での手すり、段差解消の踏み台、トイレまでの動線確保する廊下の手すりなどを設置し、トイレを改修し、台所をIH化した。(3)ホームヘルプ、デイ、配食サービスなどの在宅サービスを大幅に導入した。さらに、Bさんの在宅生活には、地域での見守りが不可欠であると考え、(4)近隣関係を修復し、自治会や消防団の協力も得て見守り体制を構築した。

⑥在宅サービス導入と地域ネットワークの修復・再生

自治会に挨拶に行き、自治会費を納め、見守りを依頼した。また民生委員の仲介により、近隣への挨拶し、Bさんの状況を説明して見守りを依頼し、さらに（行政を通して）消防署から地域の消防団に見守りも依頼した。これらによっても24時間見守ることができるわけではないが、認知症高齢者が地域で生活するには、多少のリスクがあることを受け入れて支援していかなければならないことを周囲に理解してもらえよう説得して回った。

上述より3年が経過し、Bさんは94歳となったいまも、自宅で元気に生活している。Bさんの要介護度は3年前の要介護3から現在は要介護1へと大きく軽減した（2018年2月20日、成年後見センターにて聞き取り）。

⑦地域資源としての施工業者による見守り支援 追跡調査の一環として施工業者へのインタビュー調査を実施した。施工業者によれば、高齢者の住宅改修について特別な知識はなかったが、本人が少しでも安心して安全に暮らせることを第一に考え、住宅改修・修繕を実施した。

施工工事から一年が経過した現在でも水回りや庭木の剪定、蜂の巣の駆除など、日々発生するさまざまな問題について、その都度、後見人からの連絡を受け、すぐに対応している。施工業者も本人の住まいと生活を支える地域資源のひとつになっている（2018年2月20日、施工会社にて聞き取り）。

事例Bについての分析と考察

本事例では、Bさんのお金を長男がBさんの介護に使うとせず、介護保険サービスを利用させないことから、

経済的虐待であるとし、Bさんに後見人が選任された。

後見人は、周辺アクターを集め、ケース会議を設定し、認知症になっても地域で暮らせる方法はないか、全員で考えてもらうよう提起した。成年後見制度には、本人のケアを家族だけで決めるのではなく、ひろく関係者間で「協議していくこと」が埋め込まれていることが分かる。すなわち、成年後見の社会化には、従来閉じられてきたケアの処遇決定の場を社会に開かれたものにしていく機能が内包されている。成年後見のポイントがここにある。

住宅改修・修繕にあたっては、なるべく家にお金をかけたくないという長女の意向と、しかし本人の預貯金を本人の思いを叶えるために使うべきだと考える後見人との間に乖離がみられた。また、各種専門職や民生委員もそれぞれの立場から反対の意見を述べた。長女の意見のように、年齢的にもどのくらい在宅での生活が続けられるかといった点では悩んだが、最終的に、介護保険制度の住宅改修と最低限の修繕を実施し、自宅で生活できるまで本人の居住環境を整えることを決断した。このように、本人にかかわる身体的・金銭的なリスクを承知して、それでも自宅に戻るという決断ができたのは、支援者の後見人という立場ゆえである。第三者の後見人が選任された以上、本人のことに関する最終的な責任者が家族から後見人に移行しているからである。こうした決断は、親族以外のアクター（ケアマネジャーや行政）では難しい。住宅改修・修繕の契約をし、本人の財産からその費用を支出するという決定は、後見人であるからこそ可能となる、後見人特有の居住環境支援なのである。

後見人はさらに、家族関係の再構築、および近隣住民との関係性の修復と再生も後見人は試みた。まず長男との関係では、後見人は長男が母親を虐待していた意識はなく、長男なりに介護をしているつもりだったことを重視した。そして安易に長男を母親から引き離すのではなく、母親にとっても長年一緒に暮らしてきた長男と同居を続けるのが自然なことであると考え、長男の問題解決まで視野に入れた支援をおこなった。後見人は本人に対する支援を行うものであり、長男への対応は、後見人としての職務範囲を超えるものであったが、本人にとって長男が近くにいることは生活の一部であり、それを整えることを含めて本人の住環境支援だと後見人は考えた。

近隣住民との関係性については、庭木の手入れ不足により隣家への庭木の侵入、あるいは下水の隣家への流れ込み等の迷惑行為が放置されてきたことにより、地域住民から孤立した状態におかれていた。そこで、庭木の手入れを後見人が手配し、小火の心配にはIH対応の台所にリフォームし、かつ消防団による夜警を依頼するなど、近隣からの理解を得られるようにした。民生委員を通して後見人が隣家に挨拶し、自治会の会費を支払うなど、地域での関係性を再構築していった。住宅改修・修繕を

おこなった施工業者にも本人の在宅生活を見守る「地域資源」のひとつとして、協力してもらえるようにした。

以上により(1)自宅に戻ることへの(居所についての)意思決定支援、(2)自宅に戻って生活していくための住宅改修・修繕(ハード面の対応)、(3)自宅に戻ってからの見守り体制の構築(ソフト面の対応)、といった3つの要素から後見人の居住環境支援を捉えられることを発見した。高齢者住宅財団の「住まい方の支援」に照らせば、『生活の互助』の形成』『地域との互助』の形成が後見人の居住環境支援の機能として導出されたことになる。

さいごに、同じ地域で暮らし続けるという視点からは、どのように捉えられるだろうか。本事例では、後見人の居住環境支援を通して、自宅に戻り、これまでの生活を取り戻すことで、結果的に要介護度が軽減されるなど好転したが、事故につながる可能性もあった。本事例を“Aging in Place”の好例と捉えてよいのだろうか。

Bさんにとっての「自宅」とは、畑の世話、ご先祖様の供養、台所仕事をするなど日々の務めとし、それらを果たすことによって自身の生きがいを得られるものだった。後見人は本人とのコミュニケーションから居場所についての本人の意思と希望を読み取っていた。

改修前は自立していたこと(トイレ、台所仕事、掃除など)が難しくなり、失禁やゴミが溜まるといった状況が続いていた。改修手法そのもの(ゴミの撤去、手すりの設置、段差解消、滑り防止、トイレの洋式化、IH化等)は標準的な内容でありながら、移動・排泄・調理という日常生活の困難とリスクを確実に軽減させるものだった。改修後は、ホームヘルプサービスを受けながら、トイレに行く、台所仕事をする、畑の世話など、これまで果たしてきた日々の務めを、以前と同様に行えるようになり、本人は自尊心を回復していったのである。

そのように考えると、本事例での後見人のリフォームは在宅生活をするうえで必要最小限のものでありながら、他方、これまでの本人の生活様式を尊重し、「住まいを住みこなす」のに必要十分なものだったことが分かる。本人とのコミュニケーションから住宅修繕のポイントを洗い出し、高齢者の暮らしに理解ある施工業者を探し出し、本人の意向が最大限に反映される改造を依頼したのだ。

それでは、住み替えというリスクのより小さい方法によって回復を目指すという選択肢もありえたのだろうか。

Bさんが緊急措置入所した特養では衣食住が確保されていた。しかしサービスの受益者である生活に生きがいを感じられず、「家に帰りたい」「ここには自由がない」「ひまをくれない」として居場所への不満をあらわした。ここからは、サービスが充実した施設より、一定の裁量が与えられる場所で、生活スタイルの断絶を防ぎながら、本人の自尊心を守る生活を実現することができるのならほかの選択肢もありえたかもしれない。その場合であつ

でも、畑仕事ができること、仏壇を持ち込めること、台所を自ら管理し、食べたいものを自由に食べる環境が整えられていることなどが条件である。これまでの暮らしと可能な限り地続きで、自身の務めを果たせる環境の確保が重要なのだ。本事例は“Aging in Place”の実現には地域資源の選択肢の多様性こそが、なにより重要な政策課題であることを改めて浮き彫りにするものである。

5.3 事例C 公営住宅（法定後見・社会福祉士）

ソフト面から住環境を形成する事例

①支援まえの状況 本事例は、法律事務所に所属する社会福祉士が（法律事務所としてではなく）専門職個人の立場から後見人を受任（専門職後見）し、介護保険制度の上限を超えて在宅介護サービスを利用することなどを決定し、住環境を整えながら、最期まで自宅に住まい続けることを可能にした事例である。

Cさんは、90代女性で未婚、公営住宅で独居（要介護1，ADL自立）であった。3人きょうだい（兄，姉，Cさん）であり、長年、姉とふたりで暮らしてきたが、姉が亡くなってからはひとりで不自由なく暮らしてきた。

②成年後見制度の利用 Cさんに重度のアルツハイマー型認知症の症状が出てくるようになり、夜間の不穏症状をはじめ、幻視・幻聴の行為がみられるようになった。Cさんの銀行通帳と印鑑の紛失が相次ぎ、金融機関から地域包括支援センターに連絡が入り、地域包括支援センターが中心となって、成年後見制度の市町村長申立てを行った。結果、2013年1月に社会福祉士がCさんの後見人に選任された。選任にあたって市役所の高齢者福祉課から打診があり、申立て目的として、入所施設契約での「身元保証人」としての役割が期待されていたことだった。

③居場所の決定 選任後、Cさんと面会したが、Cさんは瞬時にものを忘れてしまう。後見人のことを金融機関の職員だと思い、銀行からCさんのお金を自宅まで定期的に届けに職員だと認識していた。Cさんは大口預金者であり、1億5,000万円ほどの預貯金と国債があったからである。Cさんの意向の聞き取ると「家で生活したい」との思いがあることが分かった。これだけの預貯金がありながら、長年公営住宅で節約しながら生活してきた理由や本人の気持ちを後見人は考えた。公営住宅のベランダからは小学校の校庭が見えた。Cさんは教員であった。子どもが好きだったのである。ひとりのときには孤独で寂しい時間もあるようで、Cさんには自宅にいたい気持ちと寂しい気持ちの両方があるように感じられた。近所のドアをノックし、「なにか下さい」というなど夜間せん妄の症状により近所からの苦情も出ていた。皆で一緒に暮らせる場所もあることを説明し施設見学も案内したが、「お世話になるとしてもだいぶ先だわね」との意思表示があった。よって寂しさを軽減させ、在宅で不穏になら

ずに過ごせる住環境の整備が当面の支援目標になった。

④介護保険サービスの導入 多額の財産があったので、介護保険に加えて自費サービスを最大限に活用しながら、在宅生活を維持していくことにした。後見人の選任以前は、デイサービス（9時半～15時半）を週3回、ホームヘルパー（1時間）を週2回利用していた。だれとも会わずに寂しい気持ちを抱く日がないよう、また空腹から近所を訪ねてしまわないよう、デイサービスの利用を週6回に増やした。ホームヘルプサービスも食事部分の援助を中心に毎日（1時間）利用できるように手配した。こうして、介護保険の利用限度額はデイサービスのみで使い切り、追加でのホームヘルパー分は全額自己負担で対応した結果、介護保険制度の利用にともなうひと月のサービス利用料は17万円になった（2015年10月19日、法律事務所にて聞き取り）。

事例Cについての分析と考察

本事例では、認知症により、夜間の不穏症状、通帳や印鑑の紛失があり、金融機関から地域包括支援センターに連絡があり、成年後見制度の利用につながった。日常生活において預貯金の引き出し、あるいは振り込み行為は、地域で生活していくうえでもっとも基礎的な行為のひとつだが、ひとりで暮らす認知症高齢者は、この点が最初の課題となることが多い。ゆえに地域金融機関の窓口担当者は地域で認知症の疑われる高齢者の存在をいち早くキャッチできる立場にある。しかし、金融機関の側でも顧客である高齢者に対し、認知症の恐れがあるとはいわずに、発見が支援機関につながることは少ない⁷⁾。

後見人は、Cさんがひとりで寂しさを感じているのではないかと考え、Cさんと一緒に施設を見学するが、Cさんが施設での生活を望んでいないことを察した。さらに後見人はベランダから見える小学校の校庭がCさんにとって重要な意味をもっていることに気づいた。こうした点が「住まいと町の住みこなし」を考えるうえで重要になる。大月によれば、団地に住まう高齢者に自分の居場所だと思える場所はどこかを尋ねると「午後三時くらいの家のベランダ」と答える人が多いという。それは近くの小学校から子どもたちが帰る時間帯であり、帰宅する小学生をベランダから眺めるのが高齢者にとって一番の楽しみになりうるからである⁵⁾。後見人の住環境支援においては、このように空間と住まい手の関係を考慮した実践がなされることが望ましい。

本人がそこに住まう理由に気づけることは、後見人の住環境支援において決定的に重要なポイントとなる。当初、後見人に期待されたのは入所施設契約での「身元保証人としての役割」であったが、後見人はいまある住居で、在宅介護サービス量を最大限に増やしながら住まい続けていくことを選んだ。その結果サービス利用額の

一部は全額自己負担となり、毎月17万円にも及んだが、本人にはそれを払える十分な資力があり、それをういて限界まで在宅生活の継続を支えることが、有効な使い方だと判断した。このように、全額自費での医療／介護系のソフト面でのサービスを大幅に導入することは、家計を担う後見人によって、はじめて選択できたことだった。家計を預かる後見人に特有の居住環境支援の機能である。

5.4 事例D 公営住宅（任意後見・生協法人）

本節で取り上げるのは神奈川県東部で活動を展開する日本初の福祉専門生協・福祉クラブ生活協同組合（1989年に横浜市で創設）が2008年に立ち上げた、ワーカーズコレクティブ・成年後見サポートあうんによる任意後見の支援事例である。ワーカーズコレクティブ（W.Co）とは、地域の住民が自ら地域に必要なサービスを創り出し、また自身を含む組合員に提供することを通じて、地域社会に貢献しようとする事業体である。ワーカーズコレクティブは、福祉クラブ生活協同組合（以下、福祉クラブ生協）内にある任意団体であり、福祉クラブ生協と対等な契約（双務契約）を結ぶことで成立している。

福祉クラブ生協の理念は、組合員同士が、自身が住み慣れた地域のなかで、助け合いながら自分らしく暮らすことであり、在宅福祉の充実に力を入れて活動してきた。本節で取り上げる成年後見事業もまた、そのようにして生み出されたワーカーズコレクティブの活動のひとつである。高齢社会の課題解決を他者に委ねることなく自らの手で生み出すことをテーゼとしてきた、福祉クラブ生協の成年後見事業においては、いかなる特徴や性質がみられるのか。以降では、居住環境支援の観点から福祉クラブ生協の成年後見事業について検討していく。

分析対象・方法・倫理的配慮

本項で紹介するのは、担当ワーカーの支援記録から浮かび上がらせた事例である。分析にあたり、主査も同行訪問した。Dさんはすでに判断能力が低下し、本人から本調査への協力についての同意を署名で得ることは難しい。代わりに福祉クラブ生協 W.Co あうん理事会において調査協力についての同意を得た。分析対象となる支援記録は2016年6月から2017年1月にかけてのものである。以下では、これに匿名化の処理を施したうえで記述する。

①支援まえの状況 Dさんは78歳であり、妻と神奈川県内の高齢者向け優良賃貸住宅に暮らしていた。Dさんは定年退職し、月に約21万円の年金がある。預金は500万円ほどである。妻が亡くなり、Dさんは福祉クラブ生協 W.Co のホームヘルパーの家事支援を利用しながら、週に4回は、福祉クラブ生協 W.Co のデイサービスに通う。子どもはなく、親族には実兄夫婦がいるのみである。

②支援に至る経緯 福祉クラブ生協 W.Co のケアマネー

ジャー（以下、ケアマネ）から連絡があった。ケアマネによれば、Dさんは要介護1であり「お金の管理をしてくれる人が必要になっている」とのことだった。実際に面会したところ、Dさんは認知症だと思われた。このため、すでに判断能力が不十分だと、公正証書による契約はできない可能性があった。しかしながら、遠方に居住するDさんの兄夫婦が契約の締結を切望したため、重要事項について説明し、契約締結のため、総合支援契約と死後事務委任契約書にDさん本人から署名してもらった。

③成年後見制度の利用（公正証書作成）に向けた支援 公正証書の作成に向けて準備を開始した。本籍確認のため、Dさんと一緒に市民センターに行き住民票と戸籍謄本を入手し、公証人に電話し公正証書作成の予約をした。Dさん宅で免許証など身分証明書類を確認し公証役場に向かう。公証人からは本人に対して様々な質問がなされ、公証人の説明を最後まで聞いたDさんは署名し捺印した。

④居住環境支援 居所は変更せず、できるところまで、現在の生活を継続していくための支援を開始することになった。Dさんの携帯電話の短縮発信番号1に担当ワーカーの携帯、2にケアマネ、3に実兄の番号を登録した。

⑤見守り支援 福祉クラブ生協のケアマネと情報交換するなかで、泌尿器科への同行を依頼される。保険証を確認し、泌尿器科の受診に同行。医師に任意後見受任者であることを説明し、Dさんは服薬管理ができないため、薬の量を最小限にしてもらうように依頼する。本人宅に戻り、薬を所定のところに入れる。Dさん宅で財産目録の作成と収支計算を行う。任意後見受任者が定期訪問し、薬の管理について確認する。食器を洗ったところ、急須の茶殻が腐っていたので三角コーナーに捨てるとタバコの吸殻がたくさんあった。途中からホームヘルパーに交代してもらう。アルコールは医者にとめられているはずだが、冷蔵庫のほとんどが水と酒類だった。

⑥地域で暮らし続けるための生活支援 Dさんから「お金がない」と電話があり、Dさんと一緒にATMに行き、7万円を引き出してDさんに渡す。月7万円で生活するのは無理だと本人は言う。Dさんは月に15万円を希望している。月に7万円というルールを決めたが、正月ということもあり、今回は10万円を引き出して渡した。別日に訪問し、Dさん宅で郵便物を確認し、Dさんとともに病院に診断書を受け取りに行く。昼になりDさんが「ラーメンが食べたい」と言うので、近くの飲食店でともに食事をする（ワーカーの食事代は自費）。ショッピングセンターに車を停めて、Dさんの夕食の買い物に付き合った（2017年2月16日、Dさん宅にて参与観察を実施）。

事例Dについての分析と考察

本事例は、生協による任意後見事業を利用する組合員の自宅での生活を、任意後見受任者となるワーカーズコ

レクティブのワーカーが全面的に寄り添い、支えていく事例である。W.Co あうんの定期訪問は月に一度であるが、実際は本人に困ったことがあると逐次駆けつけることになるため、ワーカーの負担は非常に大きなものとなる。

しかし、ホームヘルプサービスやデイサービスを同じ福祉クラブ生協のワーカーズコレクティブが提供するなど、横断的なつながりを密にすることによって、後見人だけに偏らない重層的・複層的な見守り支援体制を敷くことが可能となる。たとえば、本人の生活面で気になる点があれば、各種のワーカーズコレクティブを通じて迅速に連絡が入ることは、認知症高齢者の地域での生活を成り立たせるうえで重要なポイントである。また隔日でのデイサービスを利用できていることも認知症高齢者の在宅生活を成り立たせるうえでは不可欠な要素である。

市民後見の優位性が職住接近による頻繁な接触にもとづく「手厚い見守りの実行可能性」にあることはこれまでも指摘されてきた^{文6)}。生協の成年後見事業においては、生協が提供する家事介護や食事サービスを通して、日々の見守りを行えるなど、複層的・重層的な見守り体制を無理なく構築しやすい。ここに社会福祉協議会やNPO法人の市民後見とは異なる生協の成年後見の優位性がある。

さらに、W.Co あうんの成年後見事業の最大の特徴は、徹底した身上監護支援にある。法定後見で弁護士等の専門職が後見人に選任されると、身上監護部分はほかのスタッフに任せ、後見人はめったに本人と面会することも無いという事例もある。それは、身上監護にかかる時間コストが専門職としての報酬と釣り合わないためである。

地域包括ケアシステムを通しては「住まい」と「生活支援」の重要性が強調されてきた。認知症によりまずは「金銭管理、服薬管理、家事、買物」などの手段の日常生活動作（IADL）に支障が生じる。よって、ひとり暮らしの認知症高齢者は「身体機能に何ら支障がなくとも、生活破綻の危機に直面することになる」。しかしながら、今日の介護保険サービスはそれらに対し「対応できるようには設計されていない」ことが指摘されている^{文7)}。

よって、金銭管理、服薬管理、家事、買物等に関して家族資源に頼れない場合は、インフォーマルサービスでそれを満たす必要がある。本事例では、ワーカーが成年後見の身上監護支援というかたちで、地域包括ケアシステムでいうところの「生活支援」を実施していた。とくに、本人と一緒にATMに行き、出金するなど、金銭管理を本人とともに実行することを重視していた。効率面では、それは事務的な負担を増大させるものであったが、これも本人の地域生活に対する後見人の居住環境支援における価値観のあらわれだといえる。

またワーカーは本人宅を訪問するたびに、本人の食生活を確認し、冷蔵庫の中身を把握しておくなど、細かな情報収集を行っている。受診する必要や緊急入院などが

あれば、ワーカーが医師に本人の身体状況を伝えるため、本人の健康状態を把握しておくことは後見人にとって「身上監護」の観点から、とても重要なことなのである。

認知症高齢者のひとり暮らしを支えていくためには、このような細やかな「生活支援」の存在が不可欠となる。生協による成年後見ではそれを任意後見というかたちで実現していた。「地域生活における生活支援」もまた後見人による居住環境支援の一機能として捉えられる。

5.5 事例E 戸建持家（任意後見・生協法人）

①支援まえの状況 本事例も福祉クラブ生協の成年後見を利用し、親族に頼らず地域での在宅生活を確保した例である。Eさんは閑静な住宅街の一戸建てに独居する84歳の女性である。介護認定は要介護1で介護保険制度ならびに福祉クラブ生協の食事サービスや機能訓練を目的としたデイサービスを利用しながら、独りで不自由なく自分らしい暮らしを送れていることに満足をしている。

②成年後見制度の利用 Eさんは夫を亡くしてすぐに福祉クラブ生協に加入した。Eさんには子どもがなく、甥がEさんの家を処分し、自分のところに来るようにと提案してきた。Eさんは甥がその資金を都合の良いように使いたいという欲求があるように感じ、疎遠になった。生協であれば、そうした不安もなく、財産を預けられると思い、生協との任意後見を契約した。Eさんは7人兄弟であり姪や甥も多いが、かれらの提案にしたがうと、今までの自分の意思にもとづく生活を実現できなくなるように感じ、Eさんはみずからの永代供養も済ませた。

③地域で暮らし続けるための見守り支援 Eさんは身体的にも自立しているため、定期訪問による支援のみである。月に一度任意後見受任者が自宅に訪問し、将来の判断能力低下に備え、意思決定支援ノートの作成を手伝いつつ、Eさんの自宅での自立した生活を見守っている。

④自己決定を貫くための保証 居住する自宅や預貯金を法律にもとづき有効に処分してもらうことなど、自身の最期を後見人に依頼する。こうすることで、もしものときでも、遠縁の親族に頼ることなく、安心して地域で生活し続けることが可能になっている。いざというときに、身元保証を含めW.Co あうんに成年後見を任せられることが、Eさんにとって、安心して地域生活を送るための「制度資源」かつ「地域資源」となっているのである（2015年11月23日、Eさんのご自宅で聞き取り）。

事例Eについての分析と考察——成年後見と身元保証

本事例では、本人が自宅での生活を継続していくために、遠縁の親族ではなく、生協の成年後見に頼ることで、自身の自己決定を貫くために成年後見を用いた。人生で大切に育んできた関係性を、判断能力が不十分になっても維持し、その関係性に留まり続けることは可能なのか。

こうした問いに対し、共同体による成年後見はひとつの考え方／答え方を用意しているといえそうである。

多くの場合、判断能力が不十分になると、縁のなかった親族が呼び出され、それらのネットワークから突然離脱させられてしまうリスクがある。その意味で生協の成年後見は、本人が築いてきた関係性／連帯のなかに、判断能力が不十分になっても留まり続ける機能を組合員から期待されていた。住み慣れた地域にいかに住まい続けるかという点からみれば、これもまた後見人による居住環境支援の機能のひとつとして捉えられる。

個人化社会では、適切な財産管理者や「身元保証人」の不在、親族への不信、親族との物理的距離などにより、家族資源がかつてほど確かなものではなくなったいま、福祉クラブ生協による成年後見は「転ばぬ先の杖」として、高齢者の地域での暮らしを支える機能を発揮する。

さいごに、高齢者の居場所と身元保証の関係について言及しておきたい。一般に身元保証と呼ばれるのは、(1) 病院・福祉施設への入院や賃貸住宅入居時の身元保証、(2) 在宅時の日常生活支援、安否確認、緊急時の連絡、(3) 本人が亡くなった後の遺体の引き取り、遺品の処分、葬儀等の死後事務を、ひとつのパッケージとして提供するものであり「新しい事業形態」として出現してきた^{文8)}。

本事例では、W.Co あうんが生協法人による任意後見というかたちで、「身元保証」「死後事務」をセットにした「総合支援契約」を利用者（組合員）と締結し、入院時や施設入所時においても親族を頼らず、協同組合のなかで支援できる体制を整えていた。これにより、利用者は安心して地域で生活することができ、福祉クラブ生協としても、仲間を最期までサポートしていくことが可能になった。つまり、生協の成年後見事業は、組合員に提供された終活の選択肢のひとつなのである。

もちろん成年後見制度以外にも、民間の身元保証事業もある。とはいえ、民間の身元保証は、サービスの利用実態が十分把握されておらず、実情もよく分かっていない現状があり、2017年に内閣府・消費者委員会が実態調査を始めたばかりである。そこで行政や社会福祉協議会による公的なシステムが徐々に整備されつつある。

ところが、県営住宅・市営住宅などの公的住宅でも「条例等で定められていることから、裁量もほとんど働かず、形式的に要求される」ことなどが問題視されている^{文9)}。そこで川崎市居住支援制度や社会福祉協議会の身元保証事業（福岡市社協、品川区社協、足立区社協、伊賀市社協ほか）、高齢者住宅財団の家賃債務保証制度、東京都防災・建築まちづくりセンターの安心居住制度など公的な身元保証システムの先進的取り組みがある。あるいは、NPO法人おかもま入居支援センター、NPO法人やどかりサポート鹿児島などNPOによる活動も注目される。

身元保証の問題は「冠婚葬祭業（経済産業省）、高齢者

賃貸住宅（国土交通省）、預託金保全（金融庁）、成年後見制度（法務省）、病院・日常生活自立支援（厚生労働省）」などの複数の省庁が複雑に交錯しあう領域に属しており、指導監督にあたる行政機関すら明確にされていない^{文10)}。

それゆえ、成年後見制度以外の複雑な要素が絡み合い、後見人の居住環境支援のなかから論じることには限界もある。公的組織による身元保証支援と後見人の居住環境支援の境界を明らかにすることが今後の研究課題である。

6. 結論

超高齢社会において、高齢者の住まい、とくにこれまでの地域に住まい続けるための高齢者の居場所をめぐる問題について、本稿では後見人の居住環境支援との関連から分析し考察した。事例検討の結果、後見人の居住環境支援の中に、以下5点の社会的機能を析出した。すなわち、(1) 住まい／居場所を確保する機能（事例A）、(2) 住宅改修・修繕を通して住宅のハード面から居住環境を整備する機能（事例B）、(3) 地域のネットワークを修復し「生活の互助」「地域との互助」を再生させる機能（事例B）、そして医療／介護サービスを導入することで在宅生活を可能にするソフト面の機能（事例B・事例C）、(4) 生活支援および見守り支援機能（事例D・事例E）、(5) 将来、認知症になっても、親族に頼らずに最期まで住み慣れた住宅・場所・地域で、いまの生活を維持するという住まいの自己決定を保証する機能である【図6-1】。

以上の通り、後見人の居住環境支援とは、本人がどこでどのように生活していくかという問題と一体であり、地域で本人の居場所をつくりだすことを含めた、生活者の「居住問題」として捉えられるものである。だからこそ、後見人の居住環境支援には、「町と地域を住みこなす」という視点が求められることになるのだ。

成年後見を用いることで、いかに住み慣れた地域で“Aging in Place”の理念を叶えていこうとするのか。後見人が住まいと町・地域を住みこなすという観点から居住環境を支援していく視点をもちうるかどうかで、超高齢社会での高齢者の居場所問題のあり方は大きく変わっていくことになるだろう。

結びにかえて本稿の意義と今後の展望について述べる。住宅政策を通して公営住宅・公的住宅が用意され、社会福祉政策では、本人と家族の意思にもとづいて在宅から施設／施設から在宅への移行が目指される。これらの視点では、アフォーダブル住宅の提供と要介護になっても暮らせる環境整備を、おもな居住支援として位置づける。

これに対し本稿では、住まいと町を住みこなすという観点から後見人の居住環境支援を捉えることを試みた。「高齢化によってその住宅にとうとう住めなくなった人々の行き先のこと、まだ不明」といわれるように、建築計画では「人々の行き先」での住まい方の解明が課

題とされてきた¹¹⁾。本稿ではこうした問題関心を引き受け、「行き先」での住まい構築のされ方について、地域資源を生かした「ゆるい定住」の観点から考察し、そうしたゆるやかな定住が後見人の支援によって、一定の条件のもとで達成されることを明らかにした。このように、

後見人が住環境に与える影響を分析することで、建築計画上の課題にささやかながら一定の知見を加えることができた。これが本稿の意義である。以下に今後の展望を述べる。

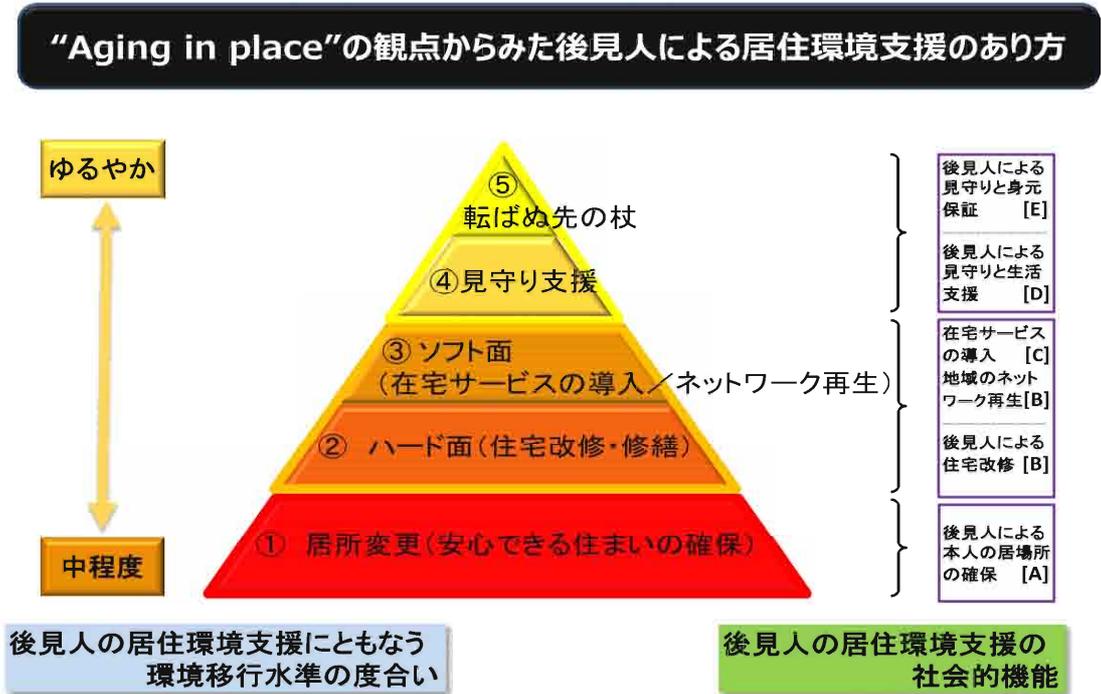


図 6-1 成年後見人による居住環境支援（主査作成）

図 6-1 は大月の図と比較して¹²⁾、本稿で扱った事例の建築計画学からみた位置づけを示している。本稿では、近隣や有志、民生委員による「ゆるやかな見守り」、生協の「生活支援・生活相談」に支えられ、在宅介護サービスや小規模多機能型介護などの地域資源を利用しながら、空間と住まい手の関係を考慮した後見人の居住環境支援について論じてきた。その先には有料老人ホーム、グループホーム、老健、特養といった「制度資源」による居住環境支援がある。ただしこれらの環境移行水準の程度は激しい。成年後見制度を利用すると本人の居所が施設に移るケースが多い。専門家としては認知症等で在宅での生活が難しいから成年後見制度を利用するのであり、後見人がついて施設に移るのは当然だと捉える向きもある。あるいは後見人には（善管注意義務の範囲で）安全な生活を提供する責任があり、リスクをとともなう在宅生活より、施設のほうが安心だといった事情もある。

しかしながら、本稿では「緩やかな環境移行」による後見人の居住環境支援のあり方をあえて追求した。高齢者ひとりひとりがそれぞれの暮らしにこだわりをもって暮らしている。地域での暮らしに対する気持ちのあらわれ方も多様である。それらは言語化されるものばかりではない。言語化されない本人の思いを汲み取り、それを本人に代わって代弁し、実現していく役割をもつのが後

見人である。ゆえに、後見人には居住環境を整えるために本人に代わって事業者と契約し、費用を支払うという強大な権限が公的に認められている。

だからこそ、後見人には本人の住生活へのこだわりを読み解き、それを基礎として、暮らしの場を再構築し、住まいと町・地域を住みこなしていくための工夫が求められる。本人が居住者として過去の空間のどのような場に愛着を抱いてきたのか。本人も気づかない「住まい」に対する本人の意思を読み解き、居住空間/生活空間のなかでそれを実現していくことが求められるのである。

本人の町や地域との関わりを正確に把握し、それらを生かした住まい方の支援ができたときに、はじめて建築計画的観点から後見人の居住環境支援が達成されたことになる。そのためには後見人自身が自らの実践に、住宅計画の専門的知識も重要であることに自覚的であるとよい。今後は、後見人と建築専門家とが連携しながら、協働して居住環境支援にあたっていくことが望まれる¹³⁾。

謝辞

本研究は、一般財団法人・住総研研究助成、JSPS 科研費 [17K13851] 「成年後見制度の総合的研究——民間企業・行政・後見人選任基準の連関関係」（研究代表者・税所真也）によって行われた研究成果です。記して感謝申

し上げます。また本稿のフィールドワーク調査の一部は、東京大学大学院博士課程教育リーディングプログラム GLAFS のグループ共同研究の演習として実施されました。

本稿の執筆にあたっては査読を通して住総研研究運営委員会の先生方から研究のご指導をいただきました。篤く御礼申し上げます。東京大学高齢社会総合研究機構の後藤純先生（都市計画学）、東京大学大学院工学系研究科の須沢栞さん（建築学）には本稿を改善するにあたり貴重なご助言をいただきました。深く感謝申し上げます。

<注>

- 1) 作図にあたり上山泰（専門職後見人と身上監護，pp. 48-49，民事法研究会，2008.3）を参照した。
- 2) この点については、主査の博士論文4章4節で詳述している。
- 3) 事例A・Cについては主査の博士論文第4章3節にて「世帯の家計管理」の観点から、事例D・Eについては同論文第5章2節にて「生協福祉」の観点から詳細に論じられている。ただし、それらは後見人の居住環境支援に分析軸をおいた本稿とはまったく別の論考である。
- 4) 認知症検査で用いられる「長谷川式認知症スケール」では、30点満点のうち、20点以下だと認知症の疑いが高いと判断され、10点以下では高度の判定となる。
- 5) この点は、主査の博士論文第5章1節で詳細に議論している。
- 6) 本事例は、本研究委員・西定春からの紹介を受け、2015年6月12日に初回調査がおこなわれ、主査が定期的に事例提供者を訪問し調査を継続してきたものである。その後、主査が東京大学大学院・博士課程教育リーディングプログラム GLAFS にて、「住宅改修」をテーマとするグループ共同研究を担当することになり、フィールド演習の一環として本事例の追加調査を実施した（2018年2月20日）。また本事例はテレビ番組でも放送されており、後見人の支援開始に至るまでの経緯については当該番組の映像資料も参考にした（NHK「ハートネットTV」、2014年12月3日放送）。さらに、2018年7月刊行の社会福祉学の教科書『権利擁護がわかる意思決定支援——法と福祉の協働』ミネルヴァ書房）でも本事例が取り上げられており、本稿の引用にあたっては当該文献の記述についても参照させていただいた。
- 7) 成年後見をめぐって地域金融機関が抱える課題については、主査の博士論文第4章1節にて詳細に論じられている。
- 8) 国内有数の先進的な実務者のあいだでは、建築の専門家との連携を含めた、成年後見の支援マニュアルの作成が進んでいる。たとえば、そのひとつ「大阪意思決定支援研究会」（大阪家庭裁判所、大阪弁護士会、大阪社会福祉士会、大阪司法書士会リーガルサポート大阪支部）では、被後見人の居所決定にあたって建築専門家との協働が必要となる場面をチャートで図式化したマニュアルを公開している。詳細は大阪弁護士会ホームページ https://www.osakaben.or.jp/info/2018/2018_0510_2.pdf を参照のこと（2018年、大阪意思決定支援研究会、「個別課題への適用・事例1についての意思決定支援フローチャート」）。

<参考文献>

- 1) 最高裁判所事務総局家庭局：成年後見関係事件の概況，pp. 1-9，最高裁判所ホームページ，2016.6
- 2) 大月敏雄：町を住みこなす，pp. 168-173，岩波書店，2017
- 3) 一般財団法人高齢者住宅財団：「住まい方の支援」について、低所得・低資産高齢者の住まいと生活支援のあり方に関する調査研究報告書（平成25年度老人保健事業推進費等補助金老人健康増進等事業），pp. 53-67，一般財団法人高齢者住宅財団，2014.3
- 4) 大月敏雄：町を住みこなす，岩波書店，2017
- 5) 大月敏雄：町を住みこなす，pp. 187-188，岩波書店，2017
- 6) 上山 泰：市民後見システムの理念型——市民後見人の養成・支援・監督体制を求めて，実践成年後見，vol132.，pp. 18-31，民事法研究会，2010.1
- 7) 粟田主一：認知症の人の暮らしを支える地域の仕組み，Joyo ARC，vol146.，No. 541，pp. 4-11，一般財団法人常陽地域研究センター（常陽アーク），2014.11
- 8) 河上正二：病院・介護施設等における身元保証問題の意義と課題，実践成年後見，vol177.，pp. 3-11，民事法研究会，2018.11
- 9) 熊田 均：身元保証等生活サポート事業の法的問題，実践成年後見，vol165.，pp. 41-48，民事法研究会，2016.11
- 10) 河上正二：病院・介護施設等における身元保証問題の意義と課題，実践成年後見，vol177.，pp. 3-11，民事法研究会，2018.11
- 11) 大月敏雄：町を住みこなす，p. 125，岩波書店，2017
- 12) 大月敏雄：町を住みこなす，p. 169，岩波書店，2017
- ・平野隆之：事例⑥ 特別養護老人ホームからの在宅復帰の意思実現に関する支援，権利擁護がわかる意思決定支援——法と福祉の協働，pp. 94-107，ミネルヴァ書房，2018.7（ミネルヴァ）
- ・上山 泰：専門職後見人と身上監護，民事法研究会，2008
- ・小川久美子：事例からみる高齢者の住まいの確保をめぐる実務，実践成年後見，vol137.，pp. 74-78，民事法研究会，2011.4
- ・大阪意思決定支援研究会（大阪弁護士会・大阪司法書士会公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート大阪支部・公益社団法人大阪社会福祉士会）：意思決定支援を踏まえた成年後見人等の事務に関するガイドライン，大阪弁護士会，2018.3
- ・最高裁判所事務総局家庭局：成年後見関係事件の概況，最高裁判所ホームページ，各年版
- ・税所真也：成年後見の社会化に関する社会学的研究，東京大学大学院人文社会系研究科・博士論文，2017.7
- ・祐成保志：住宅がもたらす分断を超えて，分断社会・日本——なぜ私たちは引き裂かれるのか，岩波ブックレット，No. 952，pp. 33-45，岩波書店，2016.6

<研究協力者>

福祉クラブ生活協同組成年後見サポート W.Co あうん
住田敦子 特定非営利活動法人尾張東部成年後見センター長
西野亜希子 東京大学高齢社会総合研究機構特任助教
高田遼介 東京大学大学院工学系研究科建築学専攻修士課程
吉田和憲 東京大学大学院工学系研究科精密工学専攻修士課程